

ショートステイセンター緑ヶ丘荘運営規程

社会福祉法人白寿会

2022.4.1

ショートステイセンター緑ヶ丘荘運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人白寿会が運営するショートステイセンター緑ヶ丘荘（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護（及び指定介護予防短期入所生活介護の事業）（以下、「施設サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員又は看護職員等の従業者（以下「従業者」という。）が利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護者（介護予防にあっては要支援者）に対し、適切な施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者が要介護状態及び要支援状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行なう。

2 事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村保険者、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、その他保健・医療サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 : ショートステイセンター緑ヶ丘荘
- (2) 所在地 : 長崎県南島原市南有馬町己234番地1
(特別養護老人ホーム緑ヶ丘荘内)

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、従業者は広域型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム緑ヶ丘荘）職員を兼務する。

- (1) 施設長（管理者）1名（常勤）

施設長は、老人福祉法・介護保険法その他関係法令の規定に従い、職員を指揮監督して施設の運営管理に従事するとともに、地域社会及び関係機関との連絡調整にあたる。施設長に事故あるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。

- (2) 事務長 1名（常勤）

事務長は、施設の管理運営に係る庶務及び財務事務を統括し、事

務職員を指揮監督して事務全般の業務に従事する。

- (3) 事務職員 1名(非常勤)
事務職員は、施設の運営管理に係る庶務及び財務事務に従事する。
- (4) 生活相談員 1名(常勤)
生活相談員は、利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施並びに職種間サービス提供上の連絡調整に従事する。
- (5) 介護職員 20名以上(常勤換算)
介護職員は、利用者の日常生活の介護及び相談、援助に従事する。
- (6) 看護職員 2名以上(常勤換算)
看護職員は、医師の指示に従い常に利用者の健康状態に応じてその看護及び保健衛生に従事する。
- (7) 計画担当介護支援専門員 1名以上(常勤換算)
計画担当介護支援専門員は、利用者の介護計画(及び介護予防計画)を作成し、介護支援に関する業務に従事する。
- (8) 機能訓練指導員 1名(常勤)
機能訓練指導員は、利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。
- (9) 医師 1名(非常勤)
医師は、利用者の診療及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。
- (10) 管理栄養士 1名(常勤)
管理栄養士は、利用者の献立作成、栄養所要量及び給食記録を行い、給食の管理指導に従事する。
- (11) 調理職員 3名(非常勤)
調理職員は、栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。
- (12) その他 1名(非常勤)
洗濯や営繕等を行う。

2 前項に定めるもののほか、必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員をおくことができる。

(利用定員)

第5条 事業の利用定員は、特別養護老人ホーム緑ヶ丘荘の利用定員の範囲内において、入院等の空きベッドが生じた場合に限り、空きベッドの数とする。

(施設サービスの内容及び利用料)

第6条 施設サービスの内容は次のとおりとし、施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護福祉施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者負担割合(1割負担、2割負担、3割負担)に応じた額とする。

(1) 生活の援助

- ① 食事の介護
 - ② 排せつの介護
 - ③ 衣類脱着の介護
 - ④ 入浴の介護
 - ⑤ 身体の清拭、洗髪
- (2) 食事の提供
 - (3) 機能訓練
 - (4) 健康管理
 - (5) 送迎
 - (6) 相談及び援助
 - ① 生活、身上、介護に関する相談、助言
 - ② その他必要な相談、助言
 - (7) その他のサービスの提供
 - ① 教養娯楽設備等の整備
 - ② リクリエーション、行事等の実施

指定短期入所生活介護

短期入所生活介護費

個室 要介護 1、2、3、4、5 の区分により算定あり

送迎加算あり

管理栄養士配置加算あり

療養食加算あり

指定介護予防短期入所生活介護

併設型介護予防短期入所生活介護費

個室 要支援 1、2 の区分により算定あり

送迎加算あり

管理栄養士配置加算あり

療養食加算あり

2 事業所は、前項の支払いを受けるほか、次の各号に掲げる

費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。但し、介護保険負担限度額認定証に記載された食費及び居住費の負担限度額を超えない範囲とする。括弧内は各段階の負担限度額。

(1) 滞在費 個室 (一日あたり)

| | | | | |
|--------------------|------|------|--------|------|
| 当法人の定める利用料 2,006 円 | | | | |
| 厚生労働省の定める負担限度額 | | | | |
| | 第1段階 | 第2段階 | 第3段階①② | 非該当 |
| 居住費 | 820円 | 820円 | 1310円 | 限度なし |

(2) 食費

| | 朝 | 昼 | 夕 | 介護保険適用時の自己負担1日分上限額 |
|-------|------|------|------|--------------------|
| 第1段階 | 371円 | 572円 | 502円 | 300円 |
| 第2段階 | 371円 | 572円 | 502円 | 600円 |
| 第3段階① | 371円 | 572円 | 502円 | 1000円 |
| 第3段階② | 371円 | 572円 | 502円 | 1300円 |
| 非該当 | 371円 | 572円 | 502円 | 限度なし |

3 施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行ない、利用者又はその家族の文書による同意を得るものとする。

(通常を送迎の実施地域)

第7条 通常を送迎の実施地域は、南島原市及び雲仙市、島原市の区域とする。

(施設サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、施設サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) 努めて健康に留意すること。
- (2) 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒をしてはならない。
- (3) 指定された場所以外で火気を用いてはならない。
- (4) その他管理者が定めたこと。

(緊急時の対応方法)

第9条 事業所は、施設サービスの実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行なうとともに必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに保険者並びに利用者の家族に連絡を行なうとともに必要な措置を講じる。

2 利用者に対する施設サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、その損害賠償を速やかに行なう。

(非常災害対策)

第11条 自然災害を含む非常災害に備えて避難、救出その他必要な訓練を、夜間の想定を含めて、年2回以上、定期的に行なう。

2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

(苦情処理)

第 12 条 事業所は、その提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する。

(秘密保持等)

第 13 条 事業所の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。なお、管理者は秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

2 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供するには、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(虐待防止に向けた体制等)

第 14 条 施設長は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、施設長は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

(1) 施設は、褥瘡・虐待・苦情対策委員会を設ける。

(2) 褥瘡・虐待・苦情対策委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本褥瘡・虐待・苦情対策委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

(3) 職員は、年 2 回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

(4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、施設長は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに褥瘡・虐待・苦情対策委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(法令との関係)

第 15 条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の定めるところによる。

附 則

この規定は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。